2019年1月25日 業務提携に関する検討会

業務提携の独禁法上の実務上の論点

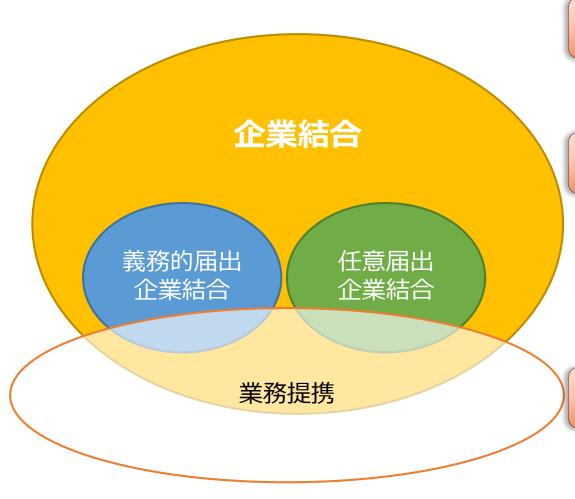
弁護士・ニューヨーク州およびカリフォルニア州弁護士 池田 毅 tsuyoshi.ikeda@ikedasomeya.com

IKEDA & SOMEYA

COMPETITION AND CONSUMER LAW ATTORNEYS

www.ikedasomeya.com

企業結合と業務提携



手法の選択

- 法人としてのJVを設立するか
 - BHPビリトン=リオ・ティント

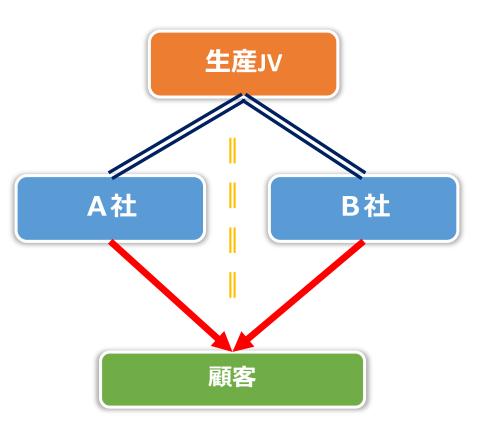
JV設立

- JV届出要件を有する法域(欧州・中国等)での届出負担
 - クリアランスが得られることとの見合い
- •日本は純粋な新設JVは届出要件を満たさない

情報遮断

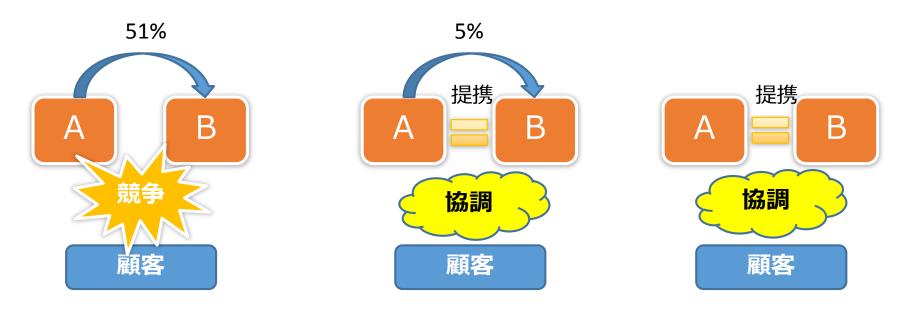
- 別法人の方が容易か
- 兼任取締役の扱い

業務提携と不当な取引制限



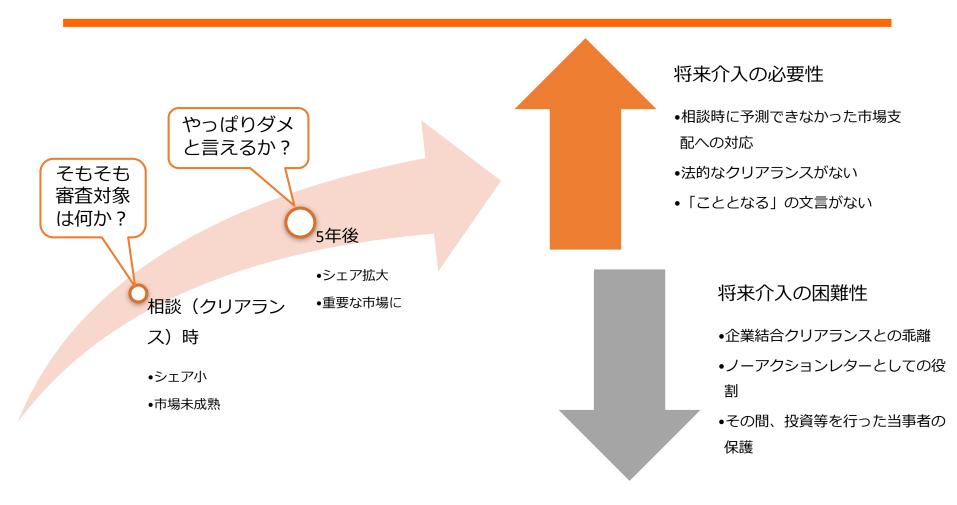
- A社とB社が企業結合を 許容される程度の市場 シェアであることを想定
- ・実務上の取扱い
 - 適切な情報遮断の示唆→必要か?
- 「B社の顧客は取らなく てよい」
 - 顧客分割カルテルが成立するか

業務提携 <企業結合?



- 業務提携は効率化により、よりよく競争する手段として認められる?
- ハイブリッド型が適切に検討されているか?
- 純粋業務提携には「競争を実質的に制限することとなる」は使えない問題

業務提携の事前相談の時的範囲



少なくとも事前相談の回答として、明示しておくべきように思われる

共通化割合の分母



共同化の性質と共通化割合

流通業

コストの30%を占める物流施設を共同化する



スマホのトップメーカー2社がコストの30%を占める設計・開発を共同化する

自動車

販売量の30%を占める主要車種を相互OEMで共同生産する



1社ではコスト削減の余地がほとんどないとしたらどうか



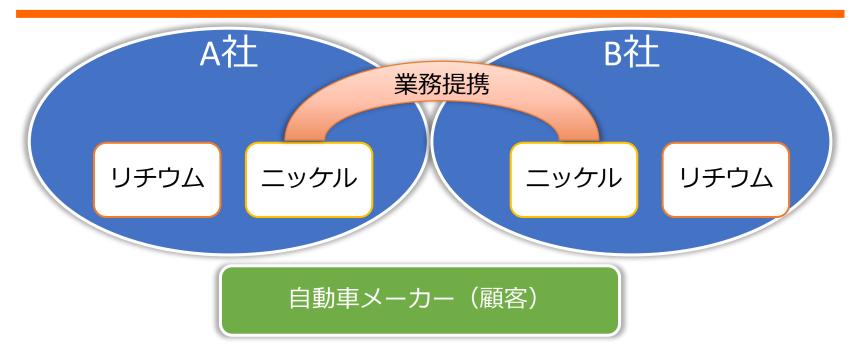
同じ設計のスマホで競争にな るのか



汎用車種が同じでも、ライン ナップでの競争は可能

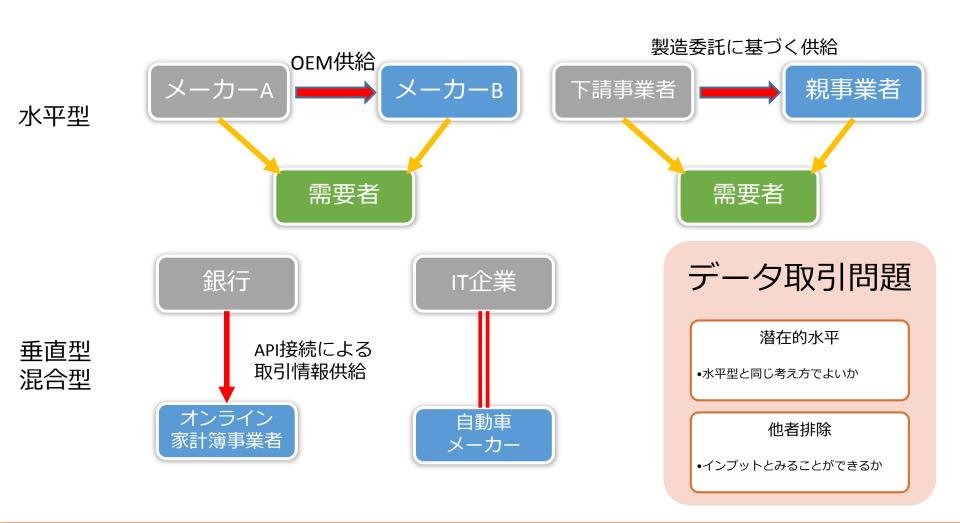
これらに加えて、情報共有等による競争への影響もあり

衰退期における商品の業務提携



- 競争可能市場論?
- 隣接市場の競争圧力?
- そもそもリチウムとニッケルの取引分野を分ける必要があるか。
 - 企業結合と不当な取引制限の市場画定は異なるか
 - たとえば、携帯電話端末と通信契約

業務提携の範囲と類型



池 田 毅 | Tsuyoshi (Yoshi) Ikeda



弁護士 ニューヨーク州弁護士 カリフォルニア州弁護士

主な取扱分野:

独占禁止法/競争法 消費者関連法(景品表示法等) 下請法 贈賄規制法 通商法/国際経済法 公正取引委員会に勤務して、20 件近い立入 検査や知財・ITタスクフォースにおける事件 審査、課徴金減免(リニエンシー)制度の施 行準備、当時公取委が所管していた景品表示 法違反事件の審判担当などを担当し、実務の 最前線の知見を有しています。

独占禁止法・景品表示法・下請法・贈賄規制 法等で難度の高い事件を多数経験しています。独占禁止法分野では、国内外でのカルテル・談合や企業結合のほか、流通・マーケティングに関わる独占禁止法上の問題や、知的財産権と独占禁止法、事業提携におけるとりは、事業としています。景品表示法分野では、多数の措置命令を含む消費者庁による案件を得意としています。景品表示法分野では、多数の措置命令を含む消費者庁による事業件の対応に加え、キャンペーンやポイント制度等表示規制・景品規制にまたがる複雑な案件の対応に豊富な経験を有しています。

国際法曹協会(IBA)独占禁止法委員会では 日本人唯一の委員(Officer)を務め、Who's Who Legal 等の国際的な弁護士評価におい て日本を代表する独禁法弁護士の一人に選定 されています。

経歴

1978年生まれ 大阪府箕面市出身 **1997年**

大阪教育大学附属高等学校池田校舎卒業 **2002年**

京都大学法学部卒業

2003年

弁護士登録 大江橋法律事務所

2005年

公正取引委員会審查局勤務(審查専門官)(~2007年)

2008年

カリフォルニア大学バークレー校スクール・ オブ・ロー修了(LL.M.)

2008年

カークランド&エリス法律事務所(シカゴ) (~2009年)

2009年

森・濱田松本法律事務所(〜2018年) ニューヨーク州弁護士登録 カリフォルニア州弁護士登録

2017年

国際法曹協会(IBA) 独占禁止法委員会委員 2018年

池田・染谷法律事務所設立

TEL. 050-1745-4777 | E-MAIL. tsuyoshi.ikeda@ikedasomeya.com

IKEDA & SOMEYA

COMPETITION AND CONSUMER LAW ATTORNEYS

www.ikedasomeya.com